

令和2年度沖縄地方最低賃金審議会
第1回運営小委員会議事要旨

- 1 開催日時 令和2年8月3日(月) 15:00~16:00
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 大会議室
- 3 出席者
公益代表委員 2名(大城郁寛、宮里善博 敬称略)
労働者代表委員 3名(石川修治、鎌田健嗣、砂川安弘 敬称略)
使用者代表委員 3名(田端一雄、比嘉華奈江、福治嗣夫)
- 4 議題
 - (1) 委員長及び委員長代理の選出
 - (2) 特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無に係る検討
 - (3) その他
- 5 議事要旨
 - (1) 委員長及び委員長代理の選出
公益代表委員より、委員長として宮國委員、委員長代理として大城委員が選任された。
 - (2) 特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無に係る検討
事務局から、第1回沖縄地方最低賃金審議会(7月1日開催)で承認済みの運営小委員会運営規程、令和2年度特定(産業別)産業別最低賃金の改正の決定申出一覧表及び申出書、運営小委員会審議日程、令和元年度沖縄県新聞業最低賃金専門部会報告書(申送り事項)等について説明し、次回第2回運営小委員会において、沖縄県新聞業外3業種の特定(産業別)最低賃金の改正必要性の審議を行うことを確認した。
 - (3) その他
事務局より、配布資料の説明を行った。

以上

令和2年度第1回

沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会

日 時 令和2年8月3日(月) 15:00~

場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館
2階共用大会議室

議 事 次 第

- 1 委員長及び委員長代理の選出
- 2 審議事項
 - (1) 特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無に係る検討
 - (2) その他

令和2年度第1回沖縄地方最低賃金審議会

運営小委員会資料一覧

- 1 令和2年度沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿
- 2 沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程
- 3 令和2年度特定（産業別）最低賃金に係る「必要性の諮問文」（写）
- 4 令和2年度特定（産業別）最低賃金の改正の意向表明について（写）
- 5 令和2年度特定（産業別）産業別最低賃金の改正の決定申出一覧表及び申出書（写）
- 6 地域最低賃金及び特定（産業別）最低賃金額の推移
- 7 令和2年度沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会審議日程について
- 8 令和元年度沖縄県新聞業最低賃金専門部会報告書
(参考：同専門部会労使委員からの次年度申送り事項)

令和2年度沖縄地方最低賃金審議会
 沖縄県最低賃金運営小委員会委員名簿

	氏名	現職
公益代表委員	大 城 郁 寛	琉球大学名誉教授
	宮 國 英 男	弁護士
	宮 里 善 博	公認会計士
労働者代表委員	石 川 修 治	連合沖縄副事務局長
	鎌 田 健 嗣	UAゼンセン沖縄県支部長
	砂 川 安 弘	連合沖縄事務局長
使用者代表委員	田 端 一 雄	沖縄県経営者協会 常務理事
	比 嘉 華 奈 江	株式会社LifeisLove 代表取締役社長
	福 治 嗣 夫	沖縄県商工会議所連合会 常任幹事
備考	※ 指名年月日 令和2年7月1日 ※ 任期満了日 令和2年3月31日 ※ 委員の配列は各側五十音順となっています	

沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

(設置)

第1条 沖縄地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第3条に基づき、審議会の決議をもって、運営小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、審議会の委員のうちから選出する。

2 委員の任期は、1年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(小委員会)

第4条 小委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長及び委員長代理は、公益を代表する委員のうちから選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

(会議の招集)

第5条 小委員会は、委員長が必要と認めたときのほか、審議会会長、沖縄労働局長又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。

2 小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む過半数以上の委員の出席がなければ開催できないものとする。

(審議事項)

第6条 小委員会は、審議会の議決に基づき附託された事項について審議を行うものとする。

(会議の公開)

第7条 会議は、非公開とする。ただし、委員長が、公開しても個人情報の保護に支障を及ぼすおそれや個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと判断した場合には一部公開とすることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、委員長及び委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 委員長は、小委員会の審議結果について、書面をもって審議会会長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

附 則 この規程は令和2年7月1日から施行する。



沖勞発基 0803 第1号
令和2年8月3日

沖縄地方最低賃金審議会
会長 宮國英男 殿

沖縄労働局長
福味 恵



沖縄県新聞業最低賃金、沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金、沖縄県各種商品小売業最低賃金及び沖縄県糖類製造業最低賃金の各特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

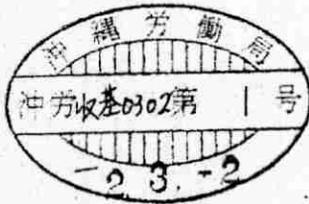
2020年7月6日付けで申出者琉球新報労働組合執行委員長謝花史哲から、同年6月25日付けで申出者リウボウインダストリー労働組合委員長西村亮から、同年7月16日付けで申出者琉球ダイハツ労働組合執行委員長喜屋武正格から、同年7月16日付けで申出者全沖縄製糖労働組合新垣有一から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記の特定（産業別）最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性について、貴会の意見を求める。

記

- 1 沖縄県新聞業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示6号）
- 2 沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示3号）
- 3 沖縄県各種商品小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示5号）
- 4 沖縄県糖類製造業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示2号）

2020年3月2日

沖縄労働局
局長 福味 恵 様



日本労働組合総連合会
沖縄県連合会(連合沖縄)
最低賃金対策委員会
委員長 鎌田 健嗣

2020年度産業別最低賃金の改正の申出意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定に基づく標記の改正申出について、別紙のとおり意向表明します。

2020年度産業別最低賃金改正の申出意向表明

2020年3月2日

1. 産業別最低賃金の改正

最低賃金の件名	申出代表者氏名等	申出の内容（最低賃金の適用を受ける基幹的労働者の範囲）	申出の理由	申出の時期
糖類製造業	全沖縄製糖労働組合 執行委員長 新垣 有一	沖縄県において糖類製造業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 18歳未満および65歳以上の者 2. 雇入れ後6ヶ月未満の者であって技能修得中の者 3. 清掃、片付け、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 適用労働者 600人	申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意による	7月上旬まで
新聞業	琉球新報労働組合 執行委員長 謝花 史哲	沖縄県において新聞業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 900人	同上	同上
各種商品小売業	リウボウインダストリー労働組合 執行委員長 西村 亮	沖縄県において各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 7,100人	同上	同上
自動車小売業（新車）	琉球ダイハツ労働組合 執行委員長 喜屋武 正格	沖縄県において自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 1,700人	同上	同上

令和2年度 特定(産業別)最低賃金の改正決定の申出一覧表

業種別 (産業別)	申出代表者氏名	申出労働者数 (a) 人	適用労働者数 (b) 人	適用事業者数	同意率 (a/b)	申出労働者数労働組合別内訳 (機関決定別)	申出労働者数個別合意内訳					
沖縄県糖類製造業 (E095 糖類製造業)	全沖縄製糖労働組合 有一 執行委員長 新垣	271	580	18	46.72%	北部製糖	17					
						ゆがふ製糖	43					
						久米島製糖	39					
						沖縄製糖	33					
						宮古製糖	81					
						石垣島製糖	38					
						大東糖業	20					
合計	271											
沖縄県新聞業 (G413 新聞業)	琉球新報労働組合 史哲 委員長 謝花	336	660	10	50.91%	琉球新報社	156					
						沖縄タイムス社	158					
						宮古毎日新聞社	6					
						八重山毎日新聞	16					
						合計	336					
沖縄県各種小売業 (I569 各種小売業)	リウボウインダストリー労働組合 西村 亮 委員長	3540	6,720	28	52.68%	イオン琉球	3,382					
						リウボウインダストリー	158					
						合計	3,540					
沖縄県自動車(新車) 小売業(新車) (I5911 自動車(新車) 小売業)	琉球ダイハツ労働組合 正格 委員長 喜屋武	1,695	2,020	68	83.91%	トヨタカローラ沖縄	155					
						沖縄トヨタ	278					
						琉球ダイハツ	238					
						沖縄トヨペット	127					
						沖縄ホンダ	274					
						ネッツトヨタ沖縄	92					
						スズキ自販沖縄	221					
						沖縄マツダ	76					
						沖縄スバル	45					
						琉球日産自動車	130					
						いすゞ自動車九州	59					
						合計	1,695					

2020年7月6日

沖縄労働局長 殿

申出者

所在地 那覇市泉崎1-10-3

労働組合名 琉球新報労働組合

代表者名 委員長 謝花史哲

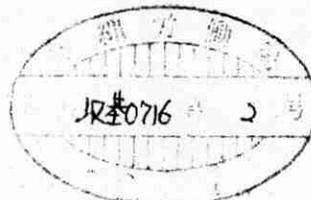
申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、沖縄県 新聞業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲
沖縄県において、新聞業 を営む使用者に使用される労働者 336 名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
沖縄県 新聞業 最低賃金
3. 申出の内容
上記2つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
5. 添付書類
 - ① 機関決定の写
 - ② 個々の労働者における合意書
 - ③ 申出代表者に対する委任状
 - ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
 - ⑤ 賃金格差疎明資料

以 上



令和2年7月27日
新聞業
申出代表者 當真正武

新聞業特定（産業別）最低賃金の審議に対する労働側の考え方について

インターネットの普及とSNS（会員制交流サイト）の広がり、世界中のさまざまな情報が瞬時に飛び交う中、不確かな内容やフェイクニュース（偽の情報）を含んだもの、人権を侵害するヘイトスピーチもネット上で拡散されています。そんな時代だからこそ現場記者数が多く、これまで培ってきた取材網と取材力を発揮してファクト（事実）を正しく国民に伝えるメディアとして新聞が果たすべき役割は重要性を増していると考えています。

離島県・沖縄では宮古や八重山地域にも新聞社があり、地域に密着した情報を伝えています。地域紙が自らの地域、生活について考える根拠となる情報を提供し、読者の知る権利に応えることは健全な民主主義社会を構築する上で不可欠と自負しています。

その新聞業を支えているのは、現場の従業員です。業界全体の維持・発展のためにも、安定した生活が得られなければ健全なジャーナリズムは維持されず、新聞社としての使命を果たせない事態を招きかねません。

新聞産業の経営環境が厳しさを増す中、今年は新型コロナウイルスの影響で社会、経済活動が低下し、広告需要は激減。新聞社主催によるさまざまなイベントも中止・延期が相次いでいます。しかし、コロナ禍の今だからこそ、地域に根差した新聞社として国民に正確できめ細やかな情報を提供することが求められています。

新聞業界では近年、若手を中心に離職者が多く、入社希望者は減少傾向にあります。特に最低賃金の具体的な適用対象と想定されるパート、アルバイト労働者は募集してもなかなか集まらないのが現状です。低賃金層の待遇を改善することは、経営側にとっても業務の発展に寄与するものと考えます。待遇改善が図られないことで人が集まらず、現場の労働環境がひっ迫し業務に悪影響が出てさらに売り上げが低下する…という悪循環を招かないためにも、低所得層の待遇改善のための最低賃金の引き上げは喫緊の課題です。新聞を支えているパート、アルバイト労働者の待遇改善は、新聞業界が10年後も魅力ある産業であり続けるために必要不可欠です。

新聞産業がコロナ禍を乗り越え、健全に維持・発展するためにも業界内の低所得層に対して改善を求めます。ぜひ前向きなご判断を期待いたします。

特定（産業別）最低賃金関係使用者意見概要書

令和2年7月28日

1 所属団体等

- (1) 名 称 株式会社八重山毎日新聞
- (2) 所 在 地 沖縄県石垣市登野城614番地
- (3) 業 種 新聞発行業
- (4) 代 表 者 黒島安隆
- (5) 構 成 員 35名
- (6) 関係人職氏名 代表取締役社長 黒島安隆
- (7) 事業場名 株式会社八重山毎日新聞

2 業界の経済状況

昨年度は、改元の祝賀ムードに加え、東京五輪2020のプレイベントが数多く予定され、希望に満ちたスタートでした。県内観光は海外クルーズ船を含めて空・海とも好調で、さらに公共事業も順調に推移した。開発ラッシュで宮古島市はバブル経済と言われ、家賃が高騰して住民が悲鳴をあげるほど活況で、大きな話題となりました。

県内各地の経済活動は旺盛で、浦添市のパルコに続いて豊見城市豊崎のイーアス沖縄など大型店の建設もあって、雇用状況も高い伸び率を示し、人手不足で海外に労働力を求めるほどでした。

しかし、年が明けると状況は一転、予期せぬ新型コロナウイルスの侵入で、県経済はたちまち苦境に陥っています。

新型コロナは、観光客減に伴うホテルや観光バス、タクシー、土産店、飲食店など各面に甚大な被害を広げていますが、新聞業界もその中のひとつです。

これはあまり表面化しません。ところが新聞社のダメージは深刻で、経営環境は悪化の一途にあります。

簡単に状況を説明すると、新聞社の経営は購読料と、広告やチラシなどを収入の柱としています。それが新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、大幅減収となったのです。

新型コロナの感染対策で自粛機運が高まり、3～6月のイベントは軒並み中止となりました。これにより新聞社は営業活動がほとんどできず、さらにスーパーなどのチラシも停止、その影響は新聞社はもとより販売店にも広がりを見せました。しかし日々の新聞発刊を休むわけにはいかず、先行き不透明感の漂う中で、景気回復に向けて我慢を続けているのが現状です。

3 業界の労働状況

新聞業界は近年のインターネットの普及に伴い、新聞の無読者層が増加。さらに昨年春の新聞用紙の大幅値上げ、賃金上昇などで厳しい経営を余儀なくされています。さらに新聞用紙をはじめとする資材高騰も重なり、昨年からは大手新聞社を中心に大幅リストラに踏み切る会社が相次いでいます。

4 業界の賃金状況

新聞業は、かつてリーディング産業として人気業種で、他の産業に比べても高い最低賃金が設定されていたが、現在の新聞業界は、インターネットの普及により、購読の必要性や広告宣伝の効果が薄れ、販売収入、広告収入ともに増収の見込みは立たない。そのような中、少子高齢化も重なり、定期採用も難しくなるほど人手不足が深刻化し、毎年上昇を続ける賃金に経営は年々圧迫されている。

さらに販売店を直営する新聞社に至っては、年間を通して新聞配達人の確保に追われ、賃金上昇に苦しんでいるところです。

5 産業別最低賃金の改正の意見・要望

新型コロナウイルスの影響は甚大です。チラシ、広告は激減し、イベント等も中止・延期となり、収入はひどく落ち込んでいます。しかし、現状では購読料を上げる事も難しく、今後販売収入が大幅に伸びる見込みも見いだせません。

今回の専門部会では、新聞業界の窮状を理解していただき、賃金上昇については凍結するようお願い申し上げます。

2020年 6月 25日

沖縄労働局長 殿

申出者

所在地 那覇市久茂地 1-1-1

労働組合名 リウボウインダストリー労働組合

代表者名 西村 亮

申 出 書

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、沖縄県各種商品小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲
沖縄県において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 3,540 名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
沖縄県各種商品小売業最低賃金
3. 申出の内容
上記 2 つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね 3 分の 1 以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
5. 添付書類
 - ① 機関決定の写
 - ② 個々の労働者における合意書
 - ③ 申出代表者に対する委任状
 - ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
 - ⑤ 賃金格差疎明資料

以 上

2020.7.16

2.7.16

令和2年 月 日
各種商品小売業
申出代表者 西村 亮

各種商品小売業

特定（産業別）最低賃金の審議に対する労働者側の考え方について

衣・食・住を扱う「各種商品小売業」は、沖縄県民にとって日常生活には欠かせない産業であります。

日常の生活に密接し、台風等の災害時や正月・旧盆の時期も、衣・食・住を提供しています。また、営業時間も24時間営業など朝から深夜まで懸命に働く者が、県民の生活を支えることに対して、使命感を持って仕事をしています。

更に今年は、新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大の影響で、緊急事態宣言による外出自粛要請が国や県から発出されるなか、食料品や医療品等の生活必需品の業種はライフラインとして営業継続が求められました。娯楽施設等は閉鎖し、そんな中でも営業を続ける小売店に人が押し寄せ、更に人手不足で忙しさも増大し、常に感染リスクと隣り合わせのなか働き続けました。

「各種商品小売業」にとって、昨年につき本年も特定（産業別）最低賃金の改正がなされず、地域別最低賃金と同等の場合、他産業との賃金格差は広がり、他の企業や業種のみ労働者が集中してしまい、本産業の発展を阻害する可能性すらあります。また「本産業の労働者の雇用を守る」といった観点や「現場の維持」に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

また、「パート、派遣、契約等」で雇用されていた多くの人々が、様々な理由で離職を余儀なくされ仕事を求めている現状があります。しかし一方で、人手不足で疲弊している企業も散見されます。そういった労働のミスマッチを解消し、魅力ある産業にするためにも、特定（産業別）最低賃金の引き上げは必要だと考えます。

特定（産業別）最低賃金の審議を通じて、労使ともに公正競争への理解を深めることは、ライフラインを支える「産業の発展と、従業員の暮らしの豊かさ」の両立につながります。以上の考え方を踏まえた審議となるよう、ご理解お願い致します。

以上

産業別最低賃金関係労使意見概要書（使用者側）

1. 所属団体等

- (1) 名称 株式会社リウボウホールディングス
 (2) 所在地 那覇市久茂地1丁目1番地1号
 (3) 業種 百貨店（各種商品小売業）
 (4) 代表者 代表取締役社長 糸数剛一
 (5) 構成人 労働者数 281人（うち正社員107人）
 (6) 関係人職氏名 リウボウホールディングス人事部長 親川 純
 (7) 事業場名 デパートリウボウ（株式会社リウボウインダストリー）

2. 業界の経済状況

- (1) 一般的な景況 わが国経済は、昨年末には10月の消費税率引上げによる駆け込み需要の反動減や台風、暖冬などの影響により景気の後退が見られ、本年1月には一部消費に改善の動きも見られたものの、新型コロナウイルスの影響が拡がり始めた2月以降は外出自粛や学校の臨時休校、店舗への休業要請等が深刻な経済活動の停滞につながっている。

沖縄県内においても、新型コロナウイルスの影響で基幹産業である観光業を中心に甚大な被害を受けており、一刻も早い事態の収束が望まれる状況である。

3. 業界の労働状況

コロナ禍の状況に陥るまでは、新規コンビニチェーンの進出や、商業施設の増加等により、従業員の確保が困難な状況が見られ、一部 営業時間短縮の動きも見られた。コロナ禍においては、感染拡大の防止という観点からの営業時間短縮や、営業自粛等により、企業によっては出勤調整等が行われている状況である。

4. 賃金状況

(1) 正社員の初任給

- ①大学卒 [] 円
 ②短大卒（専門学校） [] 円
 ③高校卒 [] 円

(2) パート・アルバイトの基本時間給

- パート [] 円（ [] ）
 アルバイト [] 円（ [] ）

(3) 個別賃金額あるいは賃金水準の決定要因

個別賃金については、総額人件費の原資の枠に納めるべく人事考課規程等に定められた基準に従って定期昇給を含めた賃金の改定を行う。（労使交渉にて情報交換）
 賃金水準については、企業の支払い能力、世間相場等を勘案し、組合要求に対し回答。

5. 産業別最低賃金の改正について（意見・要望）

ここ数年は、インバウンド効果による後押しもあり、大型商業施設やホテルの新規開業が続くなど、個人消費や企業業績の好転を予感させる状況が続いておりました。しかしながら、昨年の消費税増税以降、消費が停滞したタイミングでのコロナ禍の急速な拡大により、観光業を基幹産業とする沖縄の経済は深刻な打撃を受けています。県内小売業界においても、巣ごもり需要に適した食料品やマスク・消毒液といった衛生用品、ドライブスルーや宅配需要等で一部、伸長が見られる品目があるものの、県内消費者の外出自粛や、テレワークの拡大、学校の臨時休校等による客数の大幅な減少に止まらず、入域観光客数が激減している状況も加わって、当社では直近4月～6月の3ヶ月売上実績が前年対比で約6割減となるなど、これまでに経験した事の無い、大変厳しい経営環境にさらされております。

このような状況の中、各企業では「同一労働・同一賃金」への対応として、本年度より短期・有期労働者の給与改善や正社員化等、既に従業員の待遇改善に向けた取り組みを行う事で人件費が増加している企業が多いと考えられる事から、現時点で企業側に最低賃金を引き上げる体力は無く、むしろ雇用をいかに維持していくかという問題に直面している状況であると考えます。

2020年7月16日

沖縄労働局長 殿

申出者

所在地 浦添市城間2135

労働組合名 琉球ダイハツ労働

代表者名 喜屋武 正格

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、沖縄県自動車（新車）小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲
沖縄県において、自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者 ^{1,695} ~~750~~
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
沖縄県特定（産業別）最低賃金
3. 申出の内容
上記2つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
5. 添付書類
 - ① 機関決定の写
 - ② 個々の労働者における合意書
 - ③ 申出代表者に対する委任状
 - ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
 - ⑤ 賃金格差疎明資料

以 上



沖縄県における自動車(新車)小売業の事業所数と労働者数の概数
及び合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲

1. 沖縄県における
労働者数の概況

産業小分類	事業所数	労働者数
	68	2,020
計	68	2,020

3. 2の合意する者の事業所の内訳

事業所名	組合名	合意のケース別労働者数			
		労働協約	労使協定	機関決定	個別合意等
トヨタカーローラ沖縄	トヨタカーローラ沖縄労働組合			155	
沖縄トヨタ	沖縄トヨタ労働組合			278	
琉球ダイハツ	琉球ダイハツ労働組合			238	
沖縄トヨペット	沖縄トヨペット労働組合			127	
沖縄ホンダ	沖縄ホンダ労働組合			274	
ネッツトヨタ沖縄	ネッツトヨタ沖縄労働組合			92	
スズキ自販沖縄	スズキ販売労働組合 自販沖縄支部			221	
沖縄マツダ	沖縄マツダ労働組合			76	
沖縄スバル	沖縄スバル労働組合			45	
ケース別合計(名)				1506	

2. 合意の効力の及ぶ使用者又は労働者

合意のケース	事業所数	合意する者
労働協約		
労働協定		
機関決定	9	1,506
個別合意等		
合計	9	1,506

令和 2年 月 日
自動車小売業（新車）
申出代表者 喜屋武 正格

自動車小売業（新車）
特定（産業別）最低賃金の審議に対する労働側の考え方について

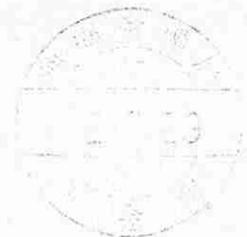
自動車産業は日本の基幹産業であり、沖縄県においても、自動車小売業を支えているのは、そこで働く「人」である。持続的に産業・企業の競争力を維持・向上させるためには、「労働の質の高さ」に相応しい労働条件を実現していくことで、産業全体の底上げを図り、「人」の意欲と活力を高めていく必要がある。自動車は、県民の日常生活に必要不可欠であるとともに、経済を支える重要な基幹産業であります。このことから、産業における基幹的労働者の労働条件の底支えとなる特定（産業別）最低賃金も、産業の魅力高め、競争力の源泉となる人材を確保し、産業・企業が活性化し続けることにも繋がります。そこに働くことの位置づけを高めるべく、相応しい水準であることが必要であると考えます。

現在のコロナ禍において取り巻く環境は厳しい状況下にあるが、地域別最低賃金についても以前からある地域間格差により、沖縄県から他県へ労働力の流出の一因である。加えて今回のコロナ禍は、大都市の労働力集中による経済の一極集中と感染リスク増大という弊害を明らかにしたと考えます、地域間格差縮小に向けた抜本的な対応を取り、格差是正を勧める事が必要と考えます。

そのような状況下において、特定（産業別）最低賃金が、地域別最低賃金と同一とされていることに強い懸念がある一方、特定（産業別）最低賃金の対象業種であることが産業の魅力であると考えており優位性の担保を維持、向上させる為にも審議が必要不可欠である。

より優秀な人材確保の為、魅力ある産業の要素の一つとして、特定（産業別）最低賃金が設定されている業種であります。近年、就労に関する意識は変化してきており、賃金のみでは、就職の際に魅力が少ないという意見もありますが、福利厚生の面については、一概に統一的な改善ができるものではない為、自動車産業にふさわしい水準で未組織・非正規労働者を含めた「現場力」を支える、水準的優位性を維持した賃金が重要な要素であると認識しております。

特定（産業別）最低賃金の審議については、関係労使のイニシアティブにより、産業に働く基幹的労働者を対象として設定され、賃金の不当な切り下げや低賃金を抑制することで、公正な企業間競争を確保し、産業の健全な発展にも寄与するという、地域別最低賃金とは大きく性格が異なるものであり、地域別最低賃金の上に、自動車産業にふさわしい水準で特定（産業別）最低賃金を設定していくことが重要であり、より高いレベルでの公正競争の確保を主たる目的とし、優秀な人材確保をする上でもぜひ、労使で、積極的に特定最低賃金の審議を行い、より魅力あふれる業界にしていきたいと考えております、主旨をご理解いただきますようお願いいたします。



特定（産業別）最低賃金関係使用者意見概要書

令和2年7月31日

1 所属団体等

- (1) 名 称： 琉球日産自動車株式会社
- (2) 所 在 地： 浦添市港川2丁目1番1号
- (3) 業 種： 自動車販売業
- (4) 代 表 者： 代表取締役社長 仲井間 宗仁
- (5) 構 成 員： 224名
- (6) 関係人職氏名： 専務取締役 嶋田 和彦
- (7) 事 業 場 名： 統括本部

2 業界の経済状況

観光立県沖縄は、昨年10月に導入された消費税10%の影響を受け自動車業界は前年比割れが続いている中、更に追い討ちをかけるように新型コロナウイルスの影響を受け、現在大幅な販売減に至っております。今後もその勢いは衰える様子もなく、各社とも財務的に大変厳しい状況にあり予断を許さない事態であります。

2020年 1-6月新車販売実績

沖縄県全体

	台数	前年比		台数	前年比		台数	前年比
自家用	7,321	▲15.2%	軽自動車	10,465	▲23.4%	合計	17,786	▲26.0%
以外-	4,205	▲42.5%	以外-(軽)	425	▲39.2%	合計	4,630	▲42.1%
合計	11,526	▲27.4%	合計	10,890	▲24.2%	合計	22,416	▲26.0%

3 業界の労働状況

本年も技術職を中心に労働力不足は沖縄県を含め全国でも切実な課題となっております。県内の専門学校への入学者も減少傾向であり人材確保は今後も大きな課題であります。

4 業界の賃金状況

県内自動車業界の本年度の経営状況を考慮すると昨今の最低賃金上乗せは大変厳しい状況であると判断いたします。今後につきましては市場の動向を共有し最低賃金を検討していく必要が有ると考えます。

5 産業別最低賃金改正の意見・要望

働く人にとって賃金の改定は大きな意味を持ちますが、昨今の「働き方改革」による環境改善(労働含む)の導入や人財の育成、教育等に、企業は既に多岐に渡る分野に投資を行ってきています。

原資を確保する為に売上を伸ばして行くことが求められますが、自動車業界は、多くの課題(国内の少子化・若者の車離れ・電動化や自動ブレーキ導入による整備費減少)を抱え、収益をどうやって確保して行くのか大変厳しい現状を突きつけられています。

更に今年度はコロナウイルスの影響により、レンタカー需要や自家用車需要が低下しており、各社財務的にも大変厳しい状況です。

現在の売上げ状況では現行の賃金水準を維持した上で、かろうじて雇用の維持・確保を行える状況です。

今後、コロナウイルスの第2波、第3波がどうなるのか見通しがつかない中、現行の地域別最低賃金を上回る余裕は到底なく、本業種で特定(産業別)最低賃金を設定することには疑問を感じます。

2020年7月16日

沖縄労働局長 殿

申出者 那覇市泉崎2丁目105番
所在地 官公労共済会
電話(098)963-8
労働組合名 全沖縄製糖労働
代表者名 執行委員長 新垣有

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、沖縄県 糖類製造業 の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲
沖縄県において、糖類製造業 を営む使用者に使用される労働者 271 名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
沖縄県 糖類製造業 最低賃金
3. 申出の内容
上記2つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
5. 添付書類
 - ① 機関決定の写
 - ② 個々の労働者における合意書
 - ③ 申出代表者に対する委任状
 - ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
 - ⑤ 賃金格差疎明資料

以上



2020年6月2日

糖類製造業

申出代表者 新垣 有一

糖類製造業額

特定(産業別)最低賃金審議に対する労働側考え方

糖類製造業で働く人たちは、生産性向上と事業の安定継続、発展を目指して日夜業務に取り組んでいます。

沖縄の基幹産業として、食料自給率の向上、地域の経済発展と雇用効果、県民生活の維持・向上に寄与しています。

サトウキビ農家は本島から離島の全域までおり、県民の生活の支えでもあります。また、黒糖などのように各地域の特産品として、ブランド化され、経済の一翼を担っています。

糖類製造業が特定(産業別)最低賃金の対象業種として存在することは、糖業の重要性を示すものであります。国も糖類製品に政策としての支援事業があることも、糖業の重要な特性であります。

「沖縄の基幹産業」としての役割を果たしていくため、地域別最低賃金より優位な、特定(産業別)最低賃金の設定が他産業と比較した優位性を法的に示すものであり、公正な競争で魅力ある糖類製造業の創造にも繋がることから、今年度も改定の申出を行います。

主旨をご理解いただきますようお願いいたします。

以上

産業別最低賃金関係使用者意見概要書（使用者側）

令和2年7月30日

1. 所属団体等

- イ. 名称 日本分蜜糖工業会
 ロ. 所在地 那覇市久米 2-2-10（那覇商工会議所ビル1階）
 ハ. 業種 砂糖（原料糖）製造業
 ニ. 代表者 会長 上江洲 智一
 ホ. 構成員 8法人（商法法人7、農協法人1）
 ヘ. 関係人職氏名 常務理事 奥平 雅彦
 ト. 事業場名 日本分蜜糖工業会 事務局

2. 業界の経済状況

年度	原料処理量	産糖量	売上高
平成30年度	671,016ト	74,868ト	123億円
令和元年度	617,141ト	72,798ト	(120億円)

※カッコ内は推定値

3. 業界の労働状況

（単位：人、年）

年度	一般職		管理職	計	平均年齢	平均勤続年数	季節臨時職員
	男	女					
平成30年度	267	24	73	364	42.2	12.5	329
令和元年度	266	25	78	369	42.3	12.6	310

4. 業界の賃金状況

イ. 賃金水準（平均賃金）

- ・従業員の所定内給与は概ね月額22.9万円（前年比+0.2万円）程度である。
- ・季節臨時従業員については、毎年経験者を採用する事が多く、経験年数が加味されるため、時給は全職種（農務・製造・一般管理）平均で概ね888円程度（令和元年度）となっている。

ロ. 企業間格差

- ・従業員については企業間で平均勤続年数に差があることから、所定内給与は若干の格差（1.3倍）がみられる。
- ・季節臨時従業員については、職種等により時給が異なるため、企業間での比較は難しい。

ハ. 個別賃金額あるいは賃金水準の決定要因

その年の業績に応じて賃金を決めている。

5. 産業別最低賃金の改正の意見・要望

令和元年度原料さとうきびは復帰後2番目に低い生産量となり、産糖量が減少するなど製糖各社の経営状況は大変厳しい状況にある。安定的な生産量を確保するためには、収穫面積や担い手の確保、機械化の推進等多くの課題が山積している。また、国から経営改善計画に従い最大限のコスト削減を求められていることや砂糖消費が減少傾向にあること、新型コロナウイルスにより経済が悪化していることなど砂糖製造業を取り巻く環境は大変厳しい。このような中、今年度は中央最低賃金審議会

も現行水準が適当と答申しており、糖類製造業の最低賃金も現行水準(地域別最低賃金)が適当であり、当業界に適用される産業別最低賃金について、地域別最低賃金以上の増額は考えられない。

地域最賃及び産別最賃の推移

単位：円

	平成25年			平成26年			平成27年			平成28年			平成29年			平成30年			令和元年		
	最低賃金額	対前年比	対地域最賃比																		
地域最賃	664	101.7%	-	677	102.0%	-	693	102.4%	-	714	103.0%	-	737	103.2%	-	762	103.4%	-	790	103.7%	-
糖類	693	101.0%	104.4%	700	101.0%	103.4%	709	101.3%	102.3%	726	102.4%	101.7%	747	102.9%	101.4%	769	102.9%	100.9%	-	-	97.3%
新聞	768	101.2%	115.7%	775	100.9%	114.5%	783	101.0%	113.0%	795	101.5%	111.3%	808	101.6%	109.6%	823	101.9%	108.0%	835	101.5%	105.7%
各種商品 小売	685	101.3%	103.2%	692	101.0%	102.2%	702	101.4%	101.3%	723	103.0%	101.3%	745	103.0%	101.1%	770	103.4%	101.0%	-	-	97.5%
自動車 (新車) 小売	693	101.8%	104.4%	705	101.7%	104.1%	717	101.7%	103.5%	732	102.1%	102.5%	750	102.5%	101.8%	770	102.7%	101.0%	-	-	97.5%
畜産食料品	683	100.9%	102.9%	683	100.0%	100.9%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料 ・酒類	686	100.9%	103.3%	686	100.0%	101.3%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

特定(産業別)最賃

※ 「沖縄県畜産食料品製造業」、「沖縄県清涼飲料・酒類製造業」については、平成26年以降改正なし。

平成27年以降は、地域最低賃金額適用。

令和2年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画（案）

No.1

番号	月日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）		地域別最低賃金専門部会		備考	
			回数	（公益調整）	回数	主要議題		
1	2.7.1 （大会議室）	水	1回	○年間審議計画 ○専門部会、運小役割分担	1回	○会長、会長代理選出 ○地域専門部会の設置 ○令6条第5項適用 ○運営小委員会の設置 ○年間審議日程計画		
			15:00					
	2.7.1(水) ～2.7.16(木)		地賃改正諮問に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示(7/1～7/16)					庁舎掲示版に 掲示
2	2.7.20 （大会議室）	月			1回	○(地域別) 部長、部長代理選出 ○実地視察・参考人聴取等の実施について		
3	2.7.27 ～2.7.30 （事業場）	月～木			2回	○(地域別) 事業場実地視察 ※左記期間において、影響率・未満率を考慮し3業種事業場程度選定の上視察予定	各委員1名 事務局2名	
5	2.8.5 （中会議室）	水			4回	○(地域別) 額提示、調整		
6	2.8.6 （中会議室） 2.8.6(木) ～2.8.21(金)	木			15:00			
					5回	○(地域別) 額調整、(結審)		
					15:00		地域最賃答申に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示：令6条第5項適用の場合の	
8	2.8.24 （中会議室） 2.8.25 （中会議室）	月			4回	異議審(8/6答申の場合) 異議申出内容にかかる審議		
		火			9:30	異議申出内容にかかる審議		

令和元年9月17日

沖縄地方最低賃金審議会
会長 宮國 英男 殿

沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県新聞業最低賃金専門部会
部会長 大城 郁寛



沖縄県新聞業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和元年8月6日、沖縄地方最低賃金審議会において付託された沖縄県新聞業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長	大城 郁寛	琉球大学教授
部会長代理	宮里 善博	公認会計士
	島袋 秀勝	弁護士

労働者代表委員

伊舎堂 裕	八重山毎日新聞労働組合委員長
伊集 竜太郎	沖縄タイムス労働組合副委員長
佐藤 ひろこ	琉球新報労働組合組合員

使用者代表委員

嘉手川 力	(株)沖縄建設新聞専務取締役
黒島 安隆	(株)八重山毎日新聞社代表取締役社長
玉那覇 紀宏	沖縄県経営者協会総務部長兼企画調査部長

沖縄県新聞業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で新聞業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他それらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間835円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

沖縄県新聞業最低賃金専門部会審議経過

1. 令和元年8月30日(金)
第1回沖縄県新聞業最低賃金専門部会

- ・部会長及び部会長代理の選出
- ・沖縄県新聞業最低賃金専門部会運営規程の承認
- ・沖縄県新聞業最低賃金基礎調査結果報告

2. 令和元年9月10日(火)
第2回沖縄県新聞業最低賃金専門部会

改正金額提示

労働者側 現行823円を27円引上げ850円
使用者側 現行823円を据え置き

3. 令和元年9月17日(火)
第3回沖縄県新聞業最低賃金専門部会

改正金額調整及び結審

沖縄県新聞業最低賃金

現行823円から12円引上げ835円とすることを全会一致で結審。
最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、沖縄労働局長に答申。

- ※ 当専門部会労使委員からの申送り

沖縄県新聞業最低賃金専門部会において、労使双方で令和2年度も沖縄県新聞業最低賃金の審議を続けていく必要性があると確認した。